

件名：稲敷市公共施設自動販売機設置場所貸付 に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	入札書に押印する印鑑は、会社の代表者印である必要があるか。	入札書に押印する印鑑は、代表者印（契約書に捺印する印鑑）としてください。
2	入札書を封入する中封筒を封印する印鑑は、会社の代表者印である必要があるか。	中封筒を封印する印鑑は、代表者印（契約書に捺印する印鑑）としてください。
3	施設管理者へ自動販売機の鍵を1本渡しておくことで、災害時に施設管理者が当該鍵を使用し自動販売機内の商品を取り出すことを可能とすれば、「災害対応自販機」として認められるか。	事前に提供いただいた鍵で自販機内の商品を取り出すことができれば、可能です。
4	公民館等の施設利用者数を開示してほしい。	<p>屋内施設設置場所の利用人数については、以下のとおりです。（あずま生涯学習センター以外は、令和6年4月～令和7年3月の利用人数。あずま生涯学習センターについては、空調工事による利用停止期間の都合上、令和7年1月～令和7年12月の利用人数。）</p> <p>江戸崎中央公民館…22,717人          新利根公民館…20,828人          桜川公民館…10,990人          稲敷市立図書館…38,593人          あずま生涯学習センター…14,926人</p>

No.	質問	回答
5	入札書に記載する金額は、行政財産使用料込の金額ではないのか。	<p>入札書に記載する金額は、行政財産使用料を除いた貸付料（年額）を記載していただきます。なお、貸付料は、課税対象物件については消費税込の金額で記載していただきます。</p> <p>例) 物件番号24 稲敷市役所本庁舎1階職員スペースで入札書に100,000円と記載した場合、年ごとに、行政財産使用料12,000円と貸付料100,000円の合計112,000円+電気料金を納入いただきます。</p>